

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用区域内の
開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進
に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

「新しいわき市農業・農村振興基本計画（H22.10 策定）」の施策の柱である「持続的で力強い農業の土台づくり」、「特色と活力ある農業の推進」、「地域資源を活かした農業・農村の活性化」のもとに、意欲ある若い担い手の育成・確保を始め、消費者ニーズに沿った農産物の供給体制の整備、基盤整備事業の実施等による土地利用型農業の振興や農業施設整備による「いちご」のいわきブランド化の更なる推進など、強い農業経営基盤の確立に努める。

また、農業の復興には被災農地の復旧・復興が不可欠であることから、基幹的施設である排水機場や水路等の農業施設の復旧を早急に実施するとともに、農地については、がれき・ヘドロの除去、除塩や畦畔の修復などの復旧を進め、農業施設についても、国の東日本大震災農業生産対策事業などを活用し復旧を進め、早期の営農再開を目指す。

原子力災害に伴う放射性物質に汚染された農地については、市除染実施計画及び市農用地等除染基本方針等に基づき、表土除去、反転耕などの除染作業を実施し、農畜産物及び牧草のモニタリング等において、放射性セシウムが検出されないことを目指す。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

津波被害を受けた農地 213ha のうち、一部の農地と周辺農地を合わせて 253ha は農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）により復旧を行い、その他の被災した農地についても、除塩事業、被災農家経営再開支援事業（経営再開支援金交付事業）などを実施する。

さらに農業施設については、平成24年度に本市の主要農産物である「いちご」について、生産の維持・拡大を図るため、いちご産地の中心地区に生産技術力及び人材育成力の向上を図るモデル施設を整備することとしている。

○ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）

- ・ 平（夏井）地区 150ha（H24年度～H27年度）
- ・ 勿来（錦・関田）地区 60ha（H24年度～H27年度）
- ・ 四倉（下仁井田）地区 43ha（H24年度～H27年度）

○ 園芸産地復興プロジェクト支援事業（被災地域農業復興総合支援事業）

- ・ 施設：土耕栽培温室、高設栽培温室、育苗温室
- ・ 事業面積：60a
- ・ 事業主体：いわき市（H24年度）

○ 除塩事業

- ・ 平（下高久・藤間・下大越・豊間）地区 80.92ha（H23年度～H24年度）
- ・ 勿来（岩間・錦）地区 30.13ha（H23年度～H24年度）
- ・ 四倉（下仁井田）地区 16.67ha（H23年度～H24年度）

○ 被災農家経営再開支援事業（経営再開支援金交付事業）

- ・ 平（下高久・下大越・豊間）地区 20.45ha（H23年度）
- ・ 小名浜（下神白）地区 0.91ha（H23年度）
- ・ 勿来（岩間・錦・大倉）地区 23.39ha（H23年度）
- ・ 久之浜（金ヶ沢）地区 0.45ha（H23年度）

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

<p>① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）</p>
<p>既存の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度、中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金制度、被災農家経営再開支援事業及び戸別所得補償制度を活用し、耕作放棄地の解消や発生抑制を行い農地の適正な管理に努めることで優良農地の確保・保全を図る。</p> <p>また、次期農業振興地域整備計画の見直しを実施するにあたり、優良農用地を確保・保全することを旨として、農用地区域への編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の制度の適切な運用を図るとともに、地域の実情・立地条件に応じた生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進するため、事業対象地の積極的な編入を図り優良農地の確保を図る。</p>
<p>② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）</p>
<p>津波被害を受けた農地（213ha）のうち、一部の地区の被災農地と周辺農地を合わせた253haについては、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を実施し、地域の農業経営に合わせた施設用地の確保や農地の大区画化に取り組み、これにより整備された農地については、将来的に優良農地として確保する。</p> <p>その他の被災した農地についても、除塩事業、被災農家経営再開支援事業（経営再開支援金交付事業）などを実施し、地域農業の再生と早期の経営再開を図る。</p> <p>住宅地等の移転跡地（10.5ha）については、防災林など集落の安全性の向上を図るための土地利用を基本とし、その一部については、周辺農地との一体的な利用の可能性について、営農者の意向等も含め検討する。</p> <p>○ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平（夏井）地区 150ha（H24年度～H27年度） ・ 勿来（錦・関田）地区 60ha（H24年度～H27年度） ・ 四倉（下仁井田）地区 43ha（H24年度～H27年度）
<p>③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況</p>
<p>別紙様式のとおり</p>

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

<p>該当なし</p>

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式 1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
B-1	末続地区	集団移転促進事業	住宅地	0.7ha	0.7ha	0.7ha	—	いわき市	H24～25	38人(10戸)	都市計画区域外	・移転元Ⅰ、7ha 都市計画区域外 56人(17戸) 移転跡地：防災林等
B-2	金ヶ沢地区	集団移転促進事業	住宅地	0.6ha	0.6ha	0.6ha	—	いわき市	H24～25	34人(9戸)	市街化調整区域	・移転元Ⅱ、3.5ha 市街化調整区域 36人(10戸) 移転跡地：防災林等
D-1	四倉	災害公営住宅整備事業	住宅地	2.0ha	1.9ha	1.9ha	—	いわき市	H24～25	354人(150戸)	市街化調整区域	・移転元Ⅲ、40.3ha 市街化区域・市街化調整区域 1,644人(697戸) 移転跡地：住居、防災緑地等
D-2	平沼ノ内	災害公営住宅整備事業	住宅地	0.5ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha	いわき市	H23～25	107人(40戸)	市街化調整区域	・移転元Ⅳ、6.7ha 市街化区域・市街化調整区域 262人(98戸) 移転跡地：住居、防災緑地等
D-3	平薄磯	災害公営住宅整備事業	住宅地	2.1ha	2.0ha	2.0ha	2.0ha	いわき市	H23～25	500人(180戸)	市街化調整区域	・移転元Ⅴ、27.0ha 市街化区域 787人(283戸) 移転跡地：住居、防災緑地等 ・移転元：当該区域内以外からの災害公営住宅希望者 230人/500人 (83戸/180戸)
D-4	平豊間	災害公営住宅整備事業	住宅地	2.9ha	2.8ha	2.8ha	2.8ha	いわき市	H23～25	417人(150戸)	市街化調整区域	・移転元Ⅵ、58.4ha 市街化区域 1,784人(641戸) 移転跡地：住居、防災緑地等

計				8.8ha	8.5ha	8.5ha	5.3ha			1,450人 (539人)		
---	--	--	--	-------	-------	-------	-------	--	--	------------------	--	--

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。
 なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：B-1 末続地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>住宅団地内の生活排水については、合併浄化槽による浄化後、既設排水路を經由し塩民川へ放流する計画である。また、雨水排水についても、既設排水路を經由し、塩民川へ放流する計画としており、周辺農地の営農に支障を及ぼさない。</p> <p>農業用水については、ため池から地区外の農業用水路を經由して取水を行っている。また、農業排水についても、区域外を流下する既存排水路を經由して塩民川へ排水していることから周辺農地の営農に対する影響はない。</p> <p>農業用排水については、末続地区区長と機能維持を図ることで平成24年5月8日に確認調整済であり、周辺農地での営農に支障はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
実施予定なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、
当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その
施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第
3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：B-2 金ヶ沢地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>住宅団地内の生活排水については、合併浄化槽による浄化後、既設排水路を經由し大久川へ放流する計画である。また、雨水排水についても、既設排水路を經由し、大久川へ放流する計画としており、周辺農地の営農に支障を及ぼさない。</p> <p>農業用水については、大久川の堰から地区外の農業用水路を經由して取水を行っている。また、農業排水についても、区域外を流下する既存排水路を經由して大久川へ排水していることから周辺農地の営農に対する影響はない。</p> <p>農業用排水については、大久地区区長と機能維持を図ることで平成24年5月8日に確認調整済であり、周辺農地での営農に支障はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
実施予定なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、
当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その
施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第
3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-1 四倉地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>農業用水については仁井田川より幹線用水路を経て供給され、計画地の中に当該地の農業用水として小規模な用水路が存在するが、計画地の下流には受益耕作地はない。</p> <p>災害公営住宅の汚水排水については、合併浄化槽により処理を行い、下水道管理の都市下水路（鬼越都市下水路）に放流予定であるが、公共下水道の区域外流入の協議が整えば公共下水道へ接続する。雨水排水についても、流出抑制策を行い都市下水路に放流することから、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>農業用排水については、四倉地区区長と機能維持を図ることで平成24年5月7日に確認調整済であり、周辺農地での営農に支障はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-2 平沼ノ内地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>農業用水については弁天川より取水を行っており、既存用水路は災害公営住宅整備事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。</p> <p>災害公営住宅の汚水処理については、合併浄化槽により処理を行い、県道排水路に放流するとともに、雨水排水についても、流出抑制策を行い県道排水路に放流することから、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>農業用排水については、沼ノ内地区区長と機能維持を図ることで平成24年5月7日に確認調整済であり、周辺農地での営農に支障はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>土地区画整理事業や災害公営住宅の進捗に併せて、農用地利用計画の変更については、平成24年度中に実施する。</p> <p>市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-3 平薄磯地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	団体営土地改良総合整備事業(区画型)	沼ノ内	平土地改良区	24.4ha	S58～ H2	2.1ha 農業用排水路 900m	完了	補助	東日本大震災により、被災した市街地について、災害に強い安全なまちづくりを行うとともに、地域コミュニティを維持しながら、安心して生活できる活力ある良好な市街地を土地区画整理事業により整備するほか、自力再建できない市民に対して早期に住宅を確保するため、災害公営住宅を整備することとしているが、津波防災施設等の整備により、市街化区域内に必要な面積を確保することが困難なことから、当該事業受益地の縁辺部で、市街化区域に隣接した当該地に建設を予定するものである。 また、当該地を事業区域から除外することについては、福島県いわき農林事務所、いわき市農業委員会、いわき市農林水産部及び関係地区の区長と平成24年4月13日に調整済みである。 農業用排水路については、機能維持を図ることで福島県いわき農林事務所及び薄磯地区の区長と平成24年5月7日に調整済みである。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>農業用水については、三反田ため池より供給され、計画地の北側に用水路が存在するが、現在、計画地で水田の耕作は行われて無く、計画地の下流にも受益耕作地は無い。</p> <p>計画地北側にある用水路の流末は、計画地東側で市道（沼ノ内薄磯線）の道路排水路に流入している。</p> <p>災害公営住宅の汚水排水については、合併浄化槽により処理を行い市道排水路に放流するとともに、雨水排水についても、流出抑制策を行い市道排水路に放流することから、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>農業用排水については、薄磯地区区長と機能維持を図ることで平成24年5月7日に確認調整済みであり、周辺地での営農に支障は無い。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>土地区画整理事業や災害公営住宅の進捗に併せて、農用地利用計画の変更については、平成24年度中に実施する。</p> <p>市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること

により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-4 平豊間地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
2	団体営土地改良総合整備事業(区画型)	豊間	平土地改良区	39.2ha	S59～ H3	2.8ha 農業用排水路 2,375m	完了	補助	東日本大震災により住宅を失い、自力再建できない市民に対し、地域コミュニティを維持しながら、安心して生活できる住宅を早期に確保するため、沿岸域に災害公営住宅を整備することとしているが、津波防災施設等の整備により、市街化区域内に必要な面積を確保することが困難なことから、当該事業受益地の縁辺部で、市街化区域に隣接した当該地に建設を予定するものである。 また、当該地を事業区域から除外することについては、福島県いわき農林事務所、いわき市農業委員会、いわき市農林水産部及び関係地区の区長と平成24年4月13日に調整済みである。 農業用排水路については、機能維持を図ることで福島県いわき農林事務所及び豊間地区の関係地区の区長と平成24年5月7日に調整済みである。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>農業用水については、諏訪川及び沢水より供給され、計画地の北側に用水路が存在するが、計画地の下流には受益耕作地は無い。 計画地北側にある用水路の流末は、計画地南側で市道（豊間上蔵持線）の道路排水路に流入している。 災害公営住宅の汚水排水については、合併浄化槽により処理を行い市道排水路に放流するとともに、雨水排水についても、流出抑制策を行い市道排水路に放流することから、周辺農地への排水に対する影響はない。 農業用排水については、豊間地区区長と機能維持を図ることで平成24年5月7日に確認調整済みであり、周辺農地での営農の支障はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>災害公営住宅の進捗に併せて、農用地利用計画の変更については、平成24年度中に実施する。 市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。</p>									

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第

3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。